

○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

平成17年8月12日

規則第6号

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長または職員で規則で定めるものは、鯖江・丹生消防組合消防本部消防長とし、鯖江・丹生消防組合職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。